

第10期千葉県生涯学習審議会第1回会議及び

平成25年度第4回千葉県社会教育委員会議

配布資料一覧

議事資料

1 会長（議長）及び副会長（副議長）等 選出について

- (1) 生涯学習審議会会長、社会教育委員会議議長及び副会長、副議長の選出について
- (2) 千葉県社会教育委員連絡協議会理事選出について

2 千葉県の生涯学習の推進、社会教育の振興について

- (1) 千葉県生涯学習・社会教育施策体系図
- (2) 平成25年度 千葉県社会教育施策
- (3) 千葉県の社会教育施設
- (4) 「公の施設の見直し方針」と社会教育施設

3 千葉県子供の読書活動推進計画（第三次）の策定について

- (1) 千葉県子供の読書活動推進計画（第三次）の策定に向けて
- (2) 千葉県子供の読書活動推進部会の設置について（案）

その他資料

- 会議次第
- 千葉県生涯学習審議会委員・千葉県社会教育委員名簿（1）（2）
- 座席表
- わたしたちのまちの社会教育委員さん！
（文部科学省・一般社団法人全国社会教育委員連合からのパンフレット）
- 千葉県防災キャンプフォーラム（チラシ）

議事資料

1 会長（議長）及び副会長（副議長）等 選出について

- (1) 生涯学習審議会会長、社会教育委員会議長及び副会長、副議長の選出について
- (2) 千葉県社会教育委員連絡協議会理事選出について

2 千葉県の生涯学習の推進、社会教育の振興について

- (1) 千葉県生涯学習・社会教育施策体系図
- (2) 平成25年度 千葉県社会教育施策
- (3) 千葉県の社会教育施設
- (4) 「公の施設の見直し方針」と社会教育施設

3 千葉県子供の読書活動推進計画（第三次）の策定について

- (1) 千葉県子供の読書活動推進計画（第三次）の策定に向けて
- (2) 千葉県子供の読書活動推進部会の設置について（案）

議事資料 1 会長（議長）及び副会長（副議長）等 選出について

（1）生涯学習審議会会長、社会教育委員会議長及び副会長、副議長の選出について

（2）千葉県社会教育委員連絡協議会理事選出について

都道府県生涯学習審議会と社会教育委員の会議について

<p>都道府県生涯学習審議会</p> <p>都道府県に、都道府県生涯学習審議会を置くことができる</p>	<p>審議会の設置</p>	<p>社会教育委員の会議</p> <p>都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる（第15条）</p>
<p>—</p>	<p>委員の性質</p>	<p>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱（第15条）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する 重要事項に関し必要と認める事項を都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる 	<p>職務</p>	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育に関する諸計画を立案 教育委員会の諮問に応じ、意見を述べる 職務を行うために必要な研究調査の実施 教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べる事が可能（ここまですべて第17条） 地方公共団体が社会教育団体に対し補助金を交付しようとする場合には、社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない（第13条）
<p>組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める</p>	<p>その他</p>	<p>社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、条例で定める（第18条）</p>
<p>※上記は全て、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」第10条に規定されている</p>		<p>※上記は全て、「社会教育法」に規定されている</p>

都道府県生涯学習審議会及び社会教育委員の会議の設置及び活動の状況については別紙を参照

[千葉県教育委員会行政組織規則] (抄)

(附属機関)

第四十二条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりである。

- 一 千葉県産業教育審議会
- 二 千葉県教科用図書選定審議会
- 三 千葉県公立学校職員健康審査会
- 四 千葉県生涯学習審議会
- 五 千葉県社会教育委員
- 六 千葉県文化財保護審議会
- 七 千葉県スポーツ推進審議会
- 八 千葉県図書館協議会
- 九 千葉県博物館協議会

〔生涯学習審議会関係の条例、規則〕

千葉県生涯学習審議会条例

平成三年七月二十二日 条例第三十二号

(設置)

第一条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）第十一条第一項の規定により、県に千葉県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第二条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

- 2 委員は、人格識見共に優れた者のうちから、知事の意見を聴いて、千葉県教育委員会が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第三条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

千葉県生涯学習審議会運営規則

平成三年七月二十二日 教育委員会規則第十号
最終改正 平成一五年三月二八日 教育委員会規則第四号

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県生涯学習審議会条例（平成三年千葉県条例第三十二号）第六条の規定により、千葉県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第二条 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき案件を開催日の七日前までに通知しなければならない。ただし、特に会長が急施を要すると認めた場合は、この限りでない。

(職員等の出席)

第三条 審議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他の関係人に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(部会長等)

第四条 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。

(部会の会議)

第五条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

- 2 部会は、当該部会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 部会の議事は、出席した当該部会に属する委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 第二条及び第三条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第二条中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、第三条中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、教育庁教育振興部生涯学習課において処理する。

(補則)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

〔社会教育委員関係の条例、規則〕

千葉県社会教育委員の定数等に関する条例

昭和二十四年十一月八日 条例第五十八号

最終改正 昭和三十七年七月二四日 条例第一七号

第一条 千葉県社会教育委員（以下委員という。）の定数は二十人以内とする。

第二条 委員の任期は二年とし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第三条 千葉県教育委員会は、特別の事情がある場合には、委員の任期中でも解嘱することができる。

第四条及び第五条 削除

第六条 この条例に定めるものの外、委員の会議その他運営に関し必要な事項は、千葉県教育委員会規則で定める。

社会教育委員会会議運営規則

昭和二十四年十一月八日 教育委員会規則第九号

最終改正 平成一八年三月三〇日 教育委員会規則第七号

第一条 社会教育委員（以下委員という。）の会議には、委員の互選による議長及び副議長二人をおくものとする。

第二条 議長及び副議長の任期は一年とする。但し、再選されることができる。

第三条 議長は委員の会議を主宰する。

第四条 副議長は、議長を助け議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

第五条 委員の会議は、議長が招集する。

第六条 委員の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

委員の会議の議決は、出席者の過半数できめる。

第七条 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、議長があらかじめ、これを通知しなければならない。

第八条 招集は、開会の日前七日までに、これを通知しなければならない。但し急を要する場合は、この限りでない。

第九条 委員の会議は、定例会及び臨時会とする。

第十条 定例会は、年三回以上これを招集しなければならない。

第十一条 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。

第十二条 会議招集の通知後に急を要する事件があるときは、第六条及び前条の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

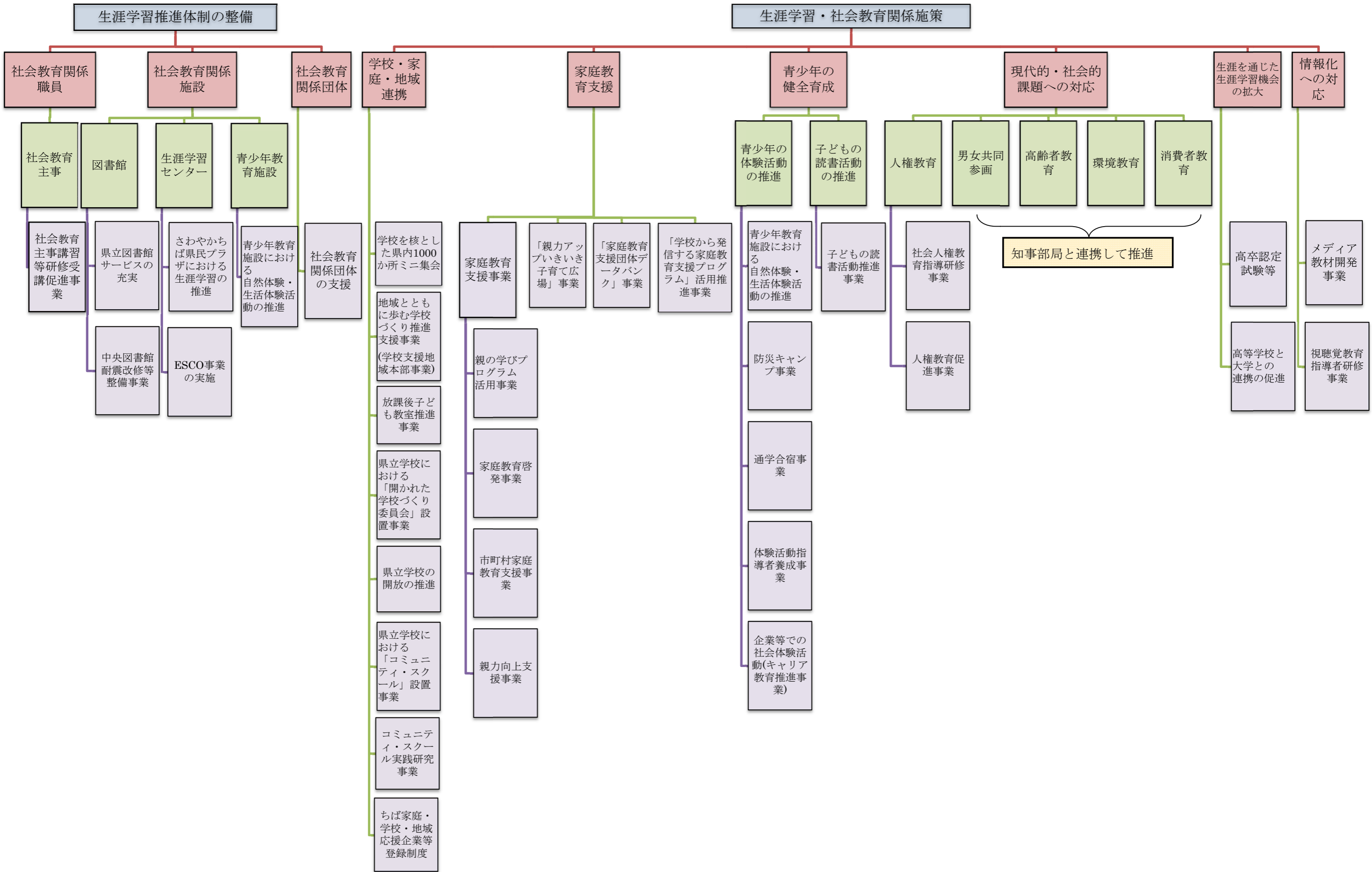
第十三条 委員は、会議において関係職員に対し説明又は資料の提出を求めることができる。

第十四条 関係職員は、会議に出席して意見をのべることができる。

第十五条 この規定に定めるものの外、委員の会議に必要な事項は別にこれを定める。

第十六条 委員の会議に関する庶務は、教育庁教育振興部生涯学習課で行う。

千葉県生涯学習・社会教育施策体系図



2 千葉県の生涯学習の推進、社会教育の振興

(2) 平成25年度 千葉県社会教育施策（生涯学習課）赤字は25年度実績

主要事業名	事業の内容
学校を核とした 県内1000か所ミニ集会	<p>地域住民の声を学校運営に生かす開かれた学校づくりや地域コミュニティの構築を目的として、原則として、県内全ての公立小・中・高・特別支援学校を会場に、学校職員と保護者や地域住民とが学校・家庭・地域の様々な教育課題について、膝を交えて本音で語り合うミニ集会の取組を推進します。</p> <p>企画の段階から保護者や地域住民が主体的に参加する割合が57%の見込み。</p>
地域とともに歩む 学校づくり推進支援事業 (学校支援地域本部事業)	<p>小・中学校と地域が連携して、地域コミュニティを構築し、地域の子どもたちを地域で育てていくため、中学校区に学校と地域を結ぶコーディネーターを配置し、学習支援や環境整備、登下校の見守りなど、学校を支援する体制づくりを推進します。</p> <p>学校支援コーディネーター研修講座 年3回 353人 啓発リーフレットの作成・配布 16,500部 (市町村教育委員会・小中学校・特別支援学校・県内大学等) ※国庫補助事業(国1/3、県1/3、市町村1/3)</p>
放課後子ども教室推進事業	<p>すべての子どもを対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全に配慮しながら、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ、地域住民との交流活動等に取り組むなど、心豊かで健やかな子どもの育成を目指します。</p> <p>指導者研修会 年1回 83人 学校支援コーディネーター研修講座 年3回 353人 ※国庫補助事業(国1/3、県1/3、市町村1/3)</p>
県立学校における 「開かれた学校づくり委員会」 設置事業	<p>地域の住民や保護者などを委員とした「開かれた学校づくり委員会」を学校運営協議会設置校を除く全ての県立学校に設置し、学校の自己評価をもとに学校関係者評価を行い、学校運営上の課題を解決する方策等を検討するなど、地域に開かれた学校づくりを推進します。</p> <p>152校に設置</p>
県立学校の開放の推進	<p>県民の多様な生涯学習のニーズにこたえ、学習の機会の拡充を図るとともに、開かれた学校づくりを進めるため、学校施設や教育機能の開放を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立学校開放講座 20校21講座(1講座10時間以上) 受講者342人 ・ 県立学校施設開放事業 ・ 県立学校教室等開放事業
県立学校における 「コミュニティ・スクール」 設置事業	<p>保護者や地域住民が、学校運営協議会を通じて、一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、より良い教育の実現とともに、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを目指します。</p> <p>県立学校2校 多古・長狭高等学校(県指定) (参考) 県内の指定状況(市指定)</p> <p>小学校2校 習志野市立秋津小学校 香取市立栗源小学校 中学校1校 香取市立栗源中学校</p>

主要事業名	事業の内容
<p>コミュニティ・スクール 実践研究事業</p> <p>家庭教育支援事業</p> <p>「親力アップいきいき子育て 広場」事業</p> <p>「家庭教育支援団体データ バンク」事業</p>	<p>コミュニティ・スクールの導入及び強化を図るため、これからコミュニティ・スクールを導入しようとする学校の実情に応じた制度運用の方策を研究するとともに、コミュニティ・スクールの課題を解決し、実効性を高めるための具体的方策を実践研究します。</p> <p>導入に関する実践研究（浦安高等学校） マネジメント力の強化に関する実践研究（多古・長狭高等学校）</p> <p>1 親の学びプログラム活用事業 親としての役割や子どもの発達段階に応じたかかわり方等を学べるプログラムの作成とその活用方法等の研究を行い、親の学習機会の充実を目指します。 検討委員会の開催 5回 親の学びプログラムの作成</p> <p>※国庫補助事業（国1/3、県2/3）</p> <p>2 家庭教育啓発事業 家庭教育及び子育てに関して、学校・家庭・地域社会が一体となった支援の在り方や課題を話し合い、家庭教育の充実を図ります。 ※国庫補助事業（国1/3、県2/3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭教育推進委員会 4回 ・ 家庭教育懇談会 5地区(5教育事務所) ・ 家庭教育支援講座 5企業等 ・ 家庭教育支援研究協議会 1回 <p>3 市町村家庭教育支援事業 市町村の家庭教育支援関係者の知識・技術の習得及び資質の向上を図るとともに、関係機関・関係者のネットワークを構築し、家庭教育支援体制の強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭教育相談員等ネットワーク推進協議会 5地区 502人 ・ 市町村相談員等のための家庭教育研修講座 初級終了 85人 中級終了 67人 <p>4 親力向上支援事業 基本的な生活習慣や親子のコミュニケーションなど家庭教育のポイントをまとめたリーフレットを、3歳児健診、小・中学校の入学式等に配布し、すべての家庭の教育力向上を図ります。</p> <p>子どもの発達段階に応じた生活習慣やしつけなど、家庭教育に関する手立てや知識等の情報を掲載したホームページの充実により、個々の家庭の教育力向上を図ります。 ウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」のトップページへのアクセス数の増加に伴い、親力が向上するとともに、家庭教育を支援する機運が高まる。（アクセス数 106 万回見込）</p> <p>家庭教育や子育てを支援している団体をホームページで紹介し、個々の家庭の家庭教育支援や親の学習機会の充実を図ります。 家庭教育支援団体データバンク 100 団体</p>

主要事業名	事業の内容								
「学校から発信する家庭教育支援プログラム」活用推進事業	<p>保護者向けの啓発資料編と学校行事等で教員が保護者に働きかけるための指導プログラム編で構成する家庭教育支援資料集について、学校等での活用を一層推進します。</p> <p>県内の8割以上の公立学校小中学校において「学校から発信する家庭教育支援プログラム」を活用し、学校を通じた家庭教育支援を推進する。</p> <p>(参考) 平成24年度活用率</p> <table border="0"> <tr> <td>保育所</td> <td>23.6%</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>63.2%</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>84.6%</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>72.9%</td> </tr> </table>	保育所	23.6%	幼稚園	63.2%	小学校	84.6%	中学校	72.9%
保育所	23.6%								
幼稚園	63.2%								
小学校	84.6%								
中学校	72.9%								
「ちば家庭・学校・地域応援企業等登録制度」	<p>教育分野での社会貢献活動に取り組む企業と連携し、その取組をホームページ上で紹介するなど、家庭・学校・地域が一体となって、子どもたちを育てる環境づくりを推進します。</p> <p>登録数 372 事業所</p>								
企業等での社会体験活動 (キャリア教育推進事業)	<p>夏休みなどを活用した学校外における体験活動の機会を、企業等と連携しながら提供します。</p> <p>1 夢チャレンジ体験スクール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイエンススクール:研究機関等での観察・実験 ・キャリア教育科学・先端技術体験キャンプ:企業・大学等での科学・技術体験、研究者へのインタビュー ・キャリア教育しごと体験キャンプ:職業人インタビュー、職場体験、大学レベルの講義等 <p>431人 36機関</p> <p>2 子ども参観日キャンペーン</p> <p>子どもたちが親の働く姿に接することができるよう、企業等に「子ども参観日」の実施を働きかけるとともに、実施した企業をホームページ上で紹介するなど、企業等の参加を促進します。</p> <p>21団体 51事業所</p> <p>3 キャリア教育啓発資料</p> <p>保護者向けの啓発リーフレットを配布し、キャリア教育を推進します。</p>								
高等学校と大学との連携の促進	<p>県内の大学・短期大学の高大連携に関する取組予定を調査し、ホームページに掲載するなど、高等学校が高大連携に取り組みやすい環境の整備を図ります。</p> <p>県内大学に次年度の高大連携の受入れ体制や連絡先などを調査し、県のホームページに掲載。県内の高校と大学のネットワーク化を目指し取り組んでいる。</p>								
さわやかちば県民プラザにおける生涯学習の推進	<p>本県の生涯学習の振興を図るための「生涯学習センター」及び芸術文化活動の振興を図るための「芸術文化センター」の機能を持つ「さわやかちば県民プラザ」において、次の事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・提供事業 情報収集数 4,568件 <p>生涯学習情報を収集、管理する「千葉県生涯学習情報提供システム(ちばりすネット)」をとおして「学習・イベント情報」「講師情報」「団体・サークル情報」の3分野の生涯学習情報を提供します。 アクセス数 約135万件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習・研修事業 16事業 3,982名 								

主要事業名	事業の内容
E S C O事業の実施	<p>県・市町村行政職員をはじめ、教職員、生涯学習団体のリーダー等を対象とした生涯学習研修事業や、県民への学習機会の提供、現代的課題や広域的な学習環境の整備を図るための各種事業を実施します。</p> <p>上記以外にも、生涯学習相談事業（相談件数 108件）・千葉県体験活動ボランティア活動支援センター事業（相談件数 282件）のほか、文化・創作（15事業 56,767名）、交流（8事業 4,497名）、調査・研究等の事業を行います。</p>
子どもの読書活動推進事業	<p>地球温暖化防止対策の県の率先的な取組の一つとして、「さわやかちば県民プラザ」において、省エネルギー改修による二酸化炭素排出量の削減と光熱水費の削減に効果のあるE S C O事業を運用します。</p>
子どもの読書活動推進事業	<p>「千葉県子どもの読書活動推進計画（第二次）」に基づき、子どもの読書環境の整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達段階に応じた保護者向け読書活動啓発リーフレットの作成「乳幼児向け」を3歳児及び「小学生向け」を1年生の保護者に配付各56,000部 ・ 「子どもの読書活動啓発の集い」の開催 1回 232人 ・ 「公立図書館と学校の連携を図るための研修会」の開催 1回 185人 ・ 「乳幼児への絵本の読み聞かせボランティア養成講座」の開催 1回 56人
県立図書館サービスの充実	<p>「千葉県立図書館の今後の在り方」に基づき、専門書や学術雑誌などを中心とした整備や蔵書の管理・検索システムの運用、市町立図書館等への図書への配送、各種研修・講座の開催等、県民の多様なニーズに応えられるよう、図書館サービスの充実を図ります。</p>
中央図書館耐震改修等整備事業	<p>昨年度に実施した改修計画事前調査の結果を踏まえ、耐震改修工事等の整備内容の検討を行います。</p>
メディア教材開発事業	<p>社会教育や学校教育に関する各種メディア教材の開発作品を県民から広く募集し、学習成果発表の機会を設けるとともに、各種の生涯学習講座・研修会や授業での積極的な活用を図ります。</p> <p>出品総数 14作品</p>
視聴覚教育指導者研修事業	<p>視聴覚機器・教材の活用について専門的な研修を行い、指導者の育成を図ります。</p> <p>視聴覚教育メディア研修（Ⅰ） 8人受講 視聴覚教育メディア研修（Ⅱ） 1回目14名受講 2回目17名受講</p>
社会教育主事講習等研修受講促進事業	<p>社会教育主事の配置促進と有資格者の増加、社会教育に携わる職員の資質向上を図るため、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターで実施される社会教育主事講習への、公立学校教職員等による受講を促進します。</p> <p>社会教育主事講習〔A〕 7人受講 社会教育主事講習〔B〕 10人受講</p>
社会教育関係団体の支援	<p>社会教育充実・振興のため、社会教育関係団体への助成により支援します。</p>

主要事業名	事業の内容
青少年教育施設における 自然体験・生活体験活動の 推進	<p>青少年教育施設において、宿泊を伴う団体生活を通じて、自然体験や生活体験等、子どもの自主性をはぐくむ機会を提供し、青少年の健全育成を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「週末ふれあい推進事業」として、各施設の立地条件や機能を生かし、週末に高齢者や親子のふれあい体験のできる事業を企画・実施し、併せて子ども会等の地域の指導者養成を行います。 <p>県立青少年教育5施設 66事業見込</p>
防災キャンプ推進事業	<p>未曾有の被害をもたらした東日本大震災を受け、各地域において想定される災害や被災時の対応等の理解、学校等を避難所とした生活体験などの防災教育プログラムを実践する防災キャンプを実施することにより、防災教育の観点に立った青少年の体験活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災キャンプ「生活体験学校」の実施 ・防災キャンプフォーラムの開催 <p>「生活体験学校」6泊7日(8/19～8/25)実施 児童生徒23人 支援スタッフ19人 講師20人 防災キャンプフォーラム2月15日(千葉県教育会館大ホール)</p>
通学合宿推進事業	<p>子どもたちの自主性や協調性を伸ばし、「生きる力」をはぐくむとともに、公民館等を利用し地域で子どもを育てる機運を醸成する「通学合宿」について、全県的な取組に広がるよう推進します。</p> <p>17市町村34事業、5青少年教育施設11事業(内4事業は市町村と共催)</p>
体験活動指導者養成事業	<p>県立青少年教育施設の持つ豊かな自然環境の下、経験豊富な自然体験活動実践家を講師としたセミナーを実施し、青少年の体験活動の普及拡大を図るとともに、青少年教育施設を核とした、青少年が安全安心な体験活動ができる環境を整備します。</p> <p>県立青少年教育5施設 11事業見込</p>
社会人権教育指導研修事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会人権教育指導者の養成 市町村職員及び社会教育関係者に対する人権教育を推進し、社会人権教育指導者の養成を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・社会人権教育指導者養成講座 年4回開催 15人 ・社会人権教育地区別研修会 5会場で開催 1,219人 ・社会人権教育中央研修会 54人 2 社会人権教育資料を刊行します。
人権教育促進事業	<p>県民の自主的・組織的活動を促進し、教育文化の向上を図り、人権が尊重された社会をつくるため、人権教育推進員を選任し、人権教育に関する各種啓発活動や相談事業を実施します。</p>

(3)

千葉県の社会教育施設

()設置年

さわやかちば県民プラザ(柏市)
『県民の生涯学習の拠点』
(平成8年)



手賀の丘少年自然の家(柏市)
『手賀沼の自然観察・ラート体験』
(平成5年)



水郷小見川少年自然の家(香取市)
『水に親しみ、星と語る』
(平成13年)



西部図書館(松戸市)
『自然科学・技術系資料が充実』
(昭和62年)



東部図書館(旭市)
『文学・歴史関係資料が充実』
(平成10年)



県立中央図書館(千葉市)
『千葉県関係資料が充実』
(大正13年)
*現在の建物は昭和43年~



東金青年の家(東金市)
『東金の里山とふれあう』
(昭和47年)



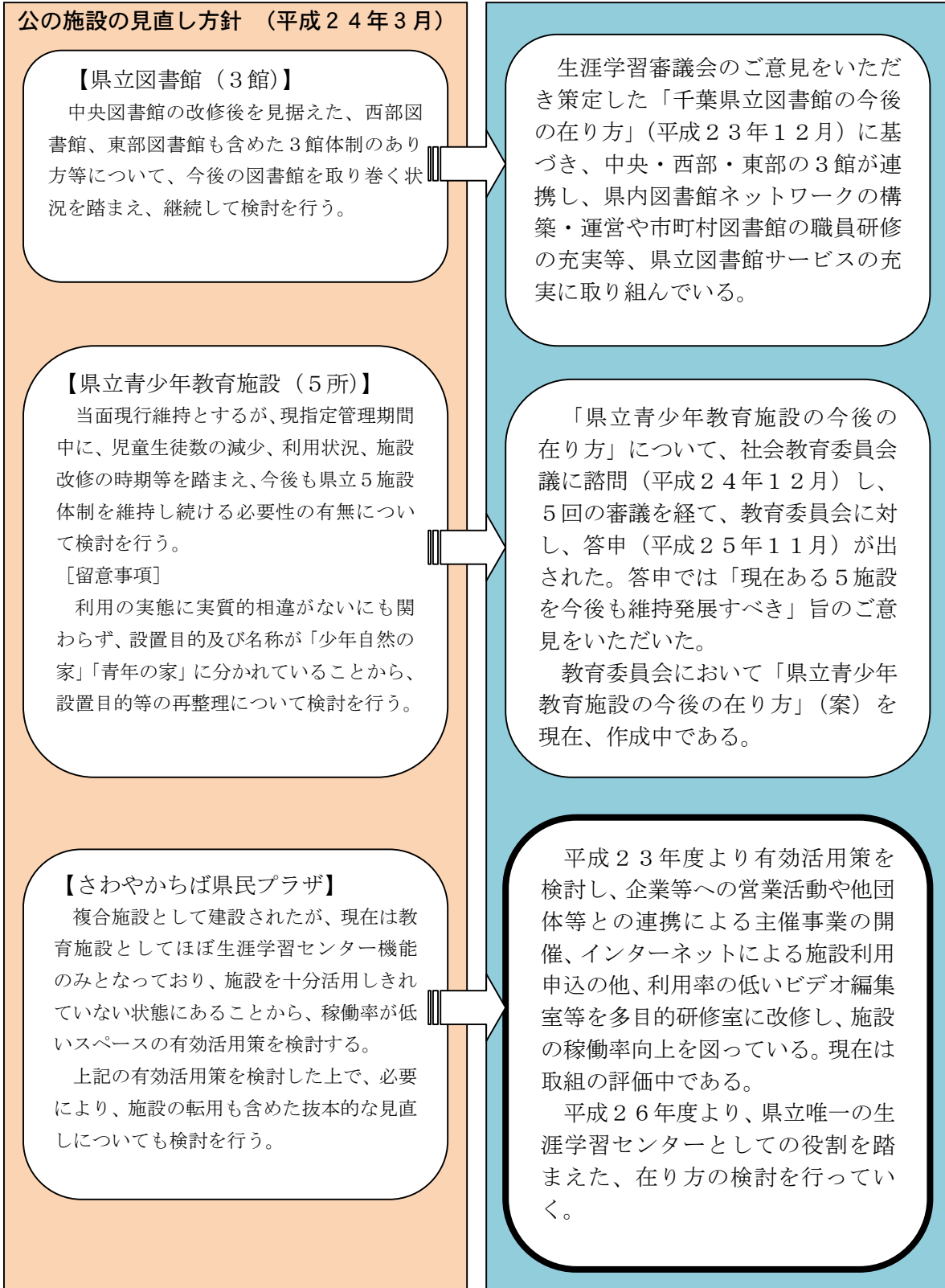
君津亀山少年自然の家(君津市)
『癒しの森でハイキング』
(昭和61年)



鴨川青年の家(鴨川市)
『海洋スポーツ(カッター・シーカヤック体験)』
(昭和63年)



(4) 「公の施設の見直し方針」と社会教育施設

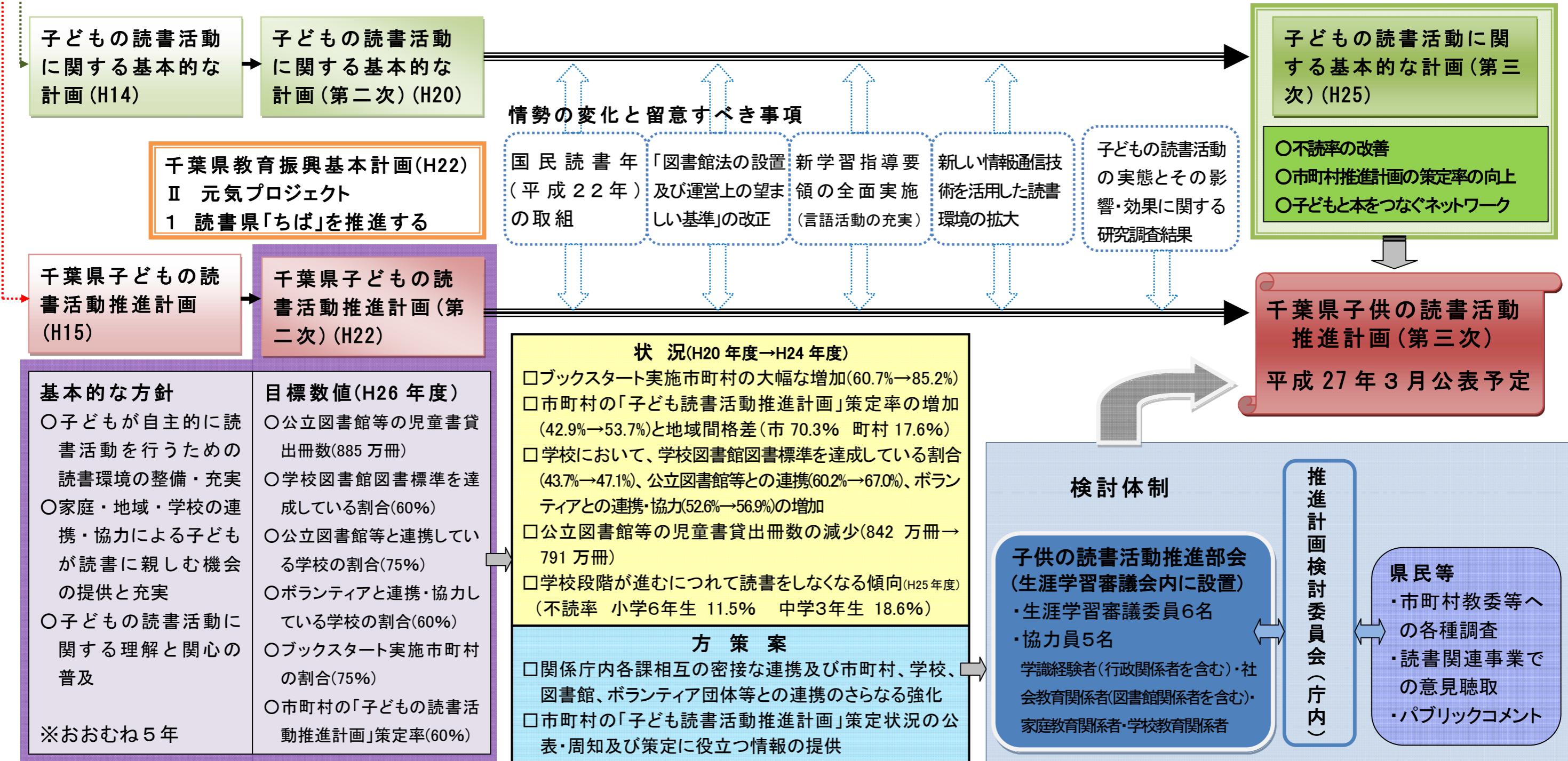


(1) 千葉県子供の読書活動推進計画(第三次)の策定に向けて

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月）一抄一

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。



(2) 千葉県子供の読書活動推進部会の設置について (案)

H26. 1

1 設置趣旨

「千葉県子供の読書活動推進計画（第三次）」の改定について、集中的に検討・協議する必要があることから、生涯学習審議会内に「千葉県子供の読書活動推進部会」を設ける。

2 設置根拠

(1) 千葉県生涯学習審議会条例（平成3年7月22日 千葉県条例第32号）

（部会）

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

(2) 千葉県生涯学習審議会運営規則（平成3年7月22日 教育委員会規則第10号）

（職員等の出席）

第3条 審議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他の関係人に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

（部会長等）

第4条 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。

（部会の会議）

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

2 部会は、当該部会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 部会の議事は、出席した当該部会に属する委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第2条及び第3条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第2条中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、第3条中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

3 構成員

生涯学習審議会委員6名・協力員5名

学識経験者(行政関係者を含む)・社会教育関係者(図書館関係者を含む)・家庭教育関係者・学校教育関係者

4 設置期間

設置した日から平成27年3月末日までとする。

5 スケジュール (予定)

回数	日程	会場
第1回	7月 日 ()	未定
第2回	10月	未定
第3回	2月	未定

第10期千葉県生涯学習審議会第1回会議 及び
平成25年度第4回千葉県社会教育委員会議 次第

日時：平成26年1月29日（水）
午後2時00分～4時00分
会場：県庁中庁舎9階企画管理部会議室

1 開 会

2 あいさつ
重栖教育振興部長

3 委員、出席者紹介

4 議 事

- (1) 会長（議長）及び副会長（副議長）等 選出
- (2) 千葉県の生涯学習の推進、社会教育の振興について
- (3) 千葉県子供の読書活動推進計画（第三次）の策定について
- (4) その他

5 諸 連 絡

6 閉 会

千葉県生涯学習審議会委員 及び 千葉県社会教育委員名簿(2)

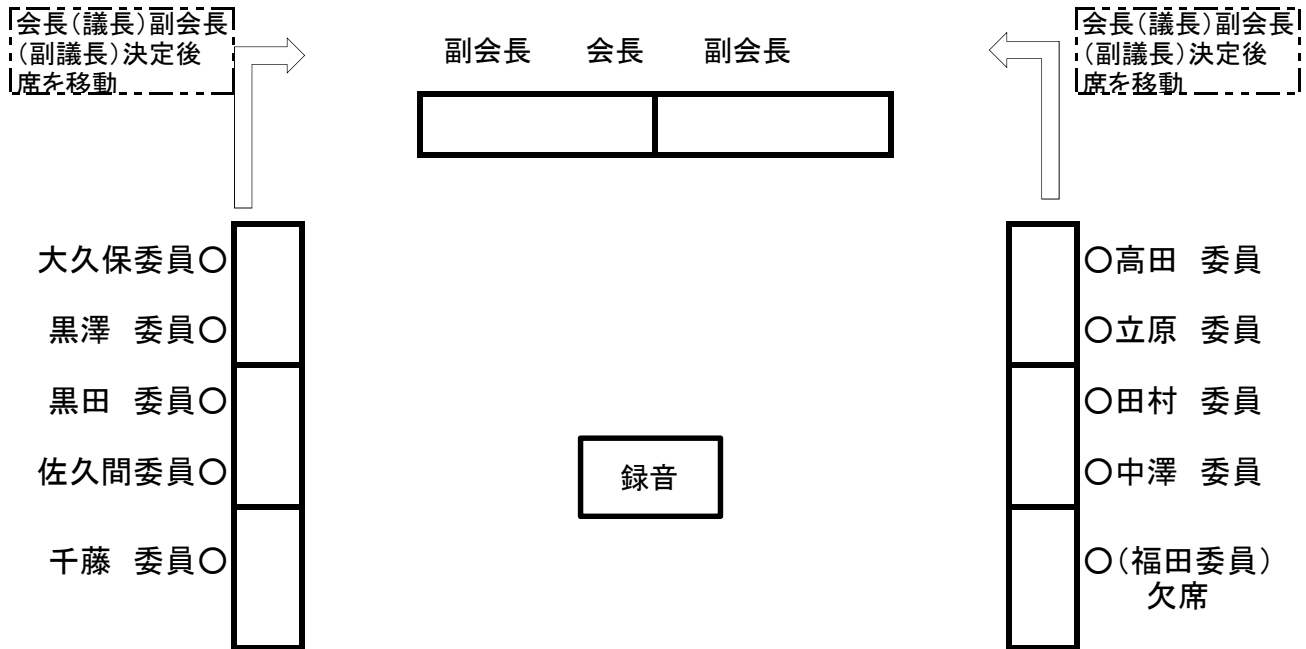
No.	新 委 員		生涯学習 審議会 会長	生涯学習 審議会 副会長	社会教育 委員連絡 協議会 理事	子供の 読書活動 推進部会 部会委員
	氏名	所属	社会教育 委員会議 議長	社会教育 委員会議 副議長		
1	おおくぼ よしたか 大久保 良孝	千葉市立鶴沢小学校長				
2	くろさわ ますみ 黒澤 真澄	白井市立図書館長				
3	くろだ えみこ 黒田 江美子	浦安市教育委員会 教育長				
4	さくま あつこ 佐久間 敦子	千葉県立松戸向陽高等学校長				
5	せんだう たかし 千藤 尚志	千葉県公民館連絡協議会 顧問				
6	たかだ えつこ 高田 悦子	NPO法人 子どもネット八千代 理事				
7	たちばら みつひこ 立原 充彦	千葉県PTA連絡協議会 監事				
8	たむら えちこ 田村 悦智子	公益財団法人 日本バレーボール協会評議員				
9	なかざわ じゅん 中澤 潤	千葉大学教育学部 教授				
10	ふくだ まさあき 福田 正明	千葉テレビ放送株式会社 顧問				

1名 2名 2名 6名

第10期千葉県生涯学習審議会第1回会議及び 平成25年度第4回千葉県社会教育委員会議席表

期 日:平成26年1月29日(水)

会 場:県庁中庁舎9階企画管理部会議



(進行)

生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	教育委員会	中央図書館	県民プラザ
奥山	田村	黒川	重栖	葉山	森本
室長	室長	課長	振興部長	館長	所長

生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課
鶴岡	矢部	加藤	岡野	高橋	山崎
班長	班長	副主幹	社教主事	副主幹	副主幹

生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	東葛飾教育事務所	東上総教育事務所	南房総教育事務所
鈴木圭	小泉憲	遠山	赤澤	小幡	小出
社教主事	社教主事	社教主事	社教主事	社教主事	社教主事

	傍聴者・報道関係者				
生涯学習課	○	○	○	○	○
小泉弘					
社教主事					